

●香川県選挙管理委員会告示第65号

令和8年8月30日執行の香川県議会議員補欠選挙（丸亀市選挙区）における選挙長の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

令和8年8月21日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

丸亀市大手町二丁目 丸亀市役所内 丸亀市選挙管理委員会事務局（香川県選挙管理委員会丸亀地方事務局）

ただし、8月21日午前9時30分までは、丸亀市役所2階201・202会議室